

❌ 違反是正

多くの消防本部では、積極的に違反是正に取り組んでおり、消防庁においても違反是正支援アドバイザー制度、違反是正実務研修事業、弁護士相談事業などにより強力に支援しているところ。また、違反是正支援センターとしても、違反是正事例発表会・違反是正事例研究会の事業を支援するとともに、各種の講演会・セミナー・リーフレットの作成・相談事業等の事業を展開しています。

しかしながら、多くの消防本部において、特定防火対象物における重大違反がまだ多数見受けられる一方で、消防法第17条の4等に基づく命令等の違反処理が、諸般の事情により行われていない状況があることもまた事実としてあります。

そのような中において、違反是正推進にあたっ

ての課題として、「個別案件に対する助言」「査察への同行支援」「個別のノウハウを学習したい」等の、個別具体に対するアドバイスを求める声が多く聞かれます。

このような状況の中において、横浜市消防局予防部査察課から甲府地区広域行政事務組合消防本部に予防課違反是正係長として、岩佐克志氏が平成28年4月から1年間出向されています。

平成13年9月1日の新宿区歌舞伎町で発生した小規模雑居ビル火災から15年が経過し、その間の消防関係者の様々なご努力は特筆すべきものがありますが、同時に違反是正の新たなあり方の模索が始まっていることを予感させるものもあります。このことから、岩佐氏にインタビューをさせていただくことにいたしました。

これからの違反是正

違反是正支援センター



(上) 岩佐係長
(左) 市民の目に触れる
場所での出発式

■ 岩佐様のこれまでの経歴について、教えてください ただそれだけだと思います。

岩佐 昭和62年の採用です。消防隊、救助隊、消防署の予防課に勤務し、新宿歌舞伎町火災の後、平成15年4月1日に発足した査察課に異動となりました。

それから8年間、平成23年まで査察課で勤務し、平成23年から2年間は出張所長として勤務していましたが、25年の異動で再び査察課査察企画係長として戻ってきました。

3年間勤務した今年の4月から、甲府地区広域行政組合消防本部出向を命ぜられました。

■ どのような経緯で、甲府に出向されることになったのか、ご存知の範囲でお教えてください。

岩佐 平成27年度の1年間、甲府地区消防本部から横浜消防の査察課に研修として消防士長1人を受入れ、重大違反対象物に対する指導や警告・命令などの違反処理の実務の研修を行っていました。

その年の夏から秋にかけての頃だったと思いますが、甲府地区消防本部から「違反処理を推進できる職員を派遣してもらうことはできないか？」というお話がきているということは聞いていました。

今年の4月の人事異動で甲府地区消防本部出向を命ぜられました。期間は1年です。

■ 今のお気持ちはいかがですか。

岩佐 平成27年に消防庁では「違反処理に係る消防本部間の広域的な連携のあり方」について検討をしている時期でしたが、まさか自分が先駆的な役割になるとは思っていませんでした。

そういった時期でもあったので、結果的には必要かつ適切な人事異動であると考えており、全力を尽くして職務に専念したいと思っています。

■ 甲府の印象はどのようなものですか。

岩佐 県庁所在地の甲府市を含む3市1町の広

域消防本部で331人の職員がいます。

私は今年の4月からですが、甲府地区消防本部は前から横浜消防に1年間職員を研修派遣に出向させたり、また、査察規程や違反処理規程を改正したり、先駆的に取り組みを進めている印象があります。

重大違反に対しても立入検査や違反是正指導が継続されており、私は造られた土俵に招かれた感じです。

甲府の職員の方々は、幅広く仕事をしているのでいろんなことをよく知っていますし、また、よく働きます。

1カ月間で重大違反全てに立入検査を実施する通知を出しました。全ての違反対象に電話しなければならないので、査察担当者にとって相手の反応を考えると相当なプレッシャーのかかるころですが、きちんとやり遂げてくれました。

甲府の夏は連日36度、37度、日によっては40度になる日もあるらしいのですが、救助隊は毎日炎天下で訓練をしており、さすが救助隊だなと思います。

歴史が古く名物といわれるものがたくさんあり、あたらし物好きの横浜とは大分違います。

■ 具体的な任務の内容について教えてください。

岩佐 1年間のうちに違反公表制度を創設することですが、創設前に実施しておかなければならないこと、創設後にしっかり運用できるようにすることが任務と考えています。

実際の業務では、違反処理に関することを全般的に担当しています。

防火対象物に限らず、危険物施設の違反処理も行いますが、やはり防火対象物の重大違反は正の指導が中心です。

■ 御苦労されたことがあれば教えてください。

岩佐 苦労というほどでもないですが、広域消防で3市1町を管轄しているので、行政の連携をするにしても、建築、福祉などの窓口がたくさん

違反是正

あって、最初は訳が分からなかったです。

建築主事がいる単独市で仕事をしていたら、知り得なかったことです。

他には、横浜消防で違反是正の仕事をしているときは、個人個人に担当が分かれており、査察計画、違反の把握、違反是正指導、年間の統計など、すでに体制が確立した中で仕事をしていましたが、職員規模が違う甲府で今後どのようにしていくのか、検討をしているところです。

7月13日に夜間査察を実施されたとのことですが、具体的なことを教えてください。

岩佐 消防単独の20人(内1人は南アルプス市消防本部予防職員)で、甲府駅前の居酒屋、カラオケ店が入居する16棟26店舗に対して実施しました。

甲府地区消防本部では、これまでに消防法第5条の3の命令の経験がなかったことから、午後の半日をかけて命令要件や名宛人の確定、命令がかかった場合の文書、標識の作成要領などの事前研修を全員参加で行いました。

研修の講師は予防課違反是正係の若手職員が担当しました。先輩職員もいる中、「5条の3」を読み解いて、苦労してスライドを作成し、堂々

と解説していました。

検査は事前に報道関係者にもお知らせして、地元の新聞社が検査に同行し、翌日の記事にさせていただきました。

検査はトラブルもなく実施することができました。命令は3件実施し、階段室に物件が存置されていた居酒屋に対してかけています。

甲府地区消防本部初の「5条の3」ということですが、昨年度から査察規程の改正作業が行われており、研修の成果もあり新たな様式によりスムーズに吏員命令が行われました。

また、初の命令ということもあり、後日、今回はさらにスムーズに実施できるよう全員参加で検証会を行いました。

エクセルによる管理をすることにより、約3分の1の対象物が是正もしくは特例適用により違反是正が推進されたとの情報が入っていますが、具体的なことを教えてください。

岩佐 着任時にまず手を付けなければならなかったのが、「重大な消防法令違反対象物に係る実態等のフォローアップ調査(第2回)の結果について」(平成28年3月22日消防予第82号)に上がっている59対象物でした。

平成28年度 当初把握(第2回フォローアップ対象)重大違反対象物一覧表

No.	管轄	対象物名	住 所	用途	違反概要				対象物概要				最終査察年月日	移管	特例	是正	
					違反設備	発知年月日			構 造	階数	面 積						
						自	S	屋			地上	地下					延面積
1	中央	□□□□	甲府市□□□	(1) □	○	2010	-	-	5-木造	3	1	1,185	1,412	平成22年11月12日	○	1	
2	中央	□□□□	甲府市□□□	(3) □	○	2006	-	-	1-耐火	3	1	201	586	平成25年9月11日	○	1	
3	中央	□□□□	甲府市□□□	(3) □	○	2008	-	-	1-耐火	3		60	186	平成20年8月21日	見積り中	見積り中	0
4	中央	□□□□	甲府市□□□	(4)		○	1987	-	5-木造	3		540	1,456	平成25年8月5日	特	1	
5	中央	□□□□	甲府市□□□	(4)		○	1987	-	5-木造	3	1	445	1,065	平成26年11月20日	○	1	
6	中央	□□□□	甲府市□□□	(16) イ	○	2008	-	-	1-耐火	3	1	83	393	平成20年8月25日	特	0	1
7	中央	□□□□	甲府市□□□	(16) イ	○	2003	-	-	5-木造	2		264	422	平成20年8月20日	特	0	1
8	中央	□□□□	甲府市□□□	(16) イ	○	2007	-	-	1-耐火	3		94	301	平成20年7月23日	○	1	
9	中央	□□□□	甲府市□□□	(16) イ	○	2008	-	-	5-木造	3		129	387	平成26年5月21日	○	1	
10	中央	□□□□	甲府市□□□	(16) イ	○	2008	-	-	1-耐火	3		64	191	平成20年8月21日	○	1	
11	中央	□□□□	甲府市□□□	(16) イ	○	2005	-	-	1-耐火	3		173	496	平成17年6月27日	対象外	外	1
12	中央	□□□□	甲府市□□□	(16) イ	○	2008	-	-	5-木造	2		268	492	平成20年7月15日	特	0	1
13	中央	□□□□	甲府市□□□	(16) イ	○	1991	-	-	5-木造	2		253	491	平成3年6月21日	取壊	外(取壊し)	0
14	中央	□□□□	甲府市□□□	(16) イ	○	1989	-	-	1-耐火	3	1	79	297	平成3年3月10日	対象外	外	1
55	西	□□□□	甲府市□□□	(16) イ	○	2004	-	-	6-その他	3	0	137	311	平成24年10月22日	特	1	
56	西	□□□□	甲府市□□□	(16) イ	○	2004	-	-	7-準耐火(イ・ロ別不明)	2	0	198	397	平成22年9月14日	○	1	
57	西	□□□□	甲斐市□□□	(16) イ	○	2006	-	-	7-準耐火(イ・ロ別不明)	2	0	163	327	平成26年8月27日	○	1	
58	西	□□□□	甲斐市□□□	(16) イ	○	2014	-	-	7-準耐火(イ・ロ別不明)	2	0	220	404	平成26年8月27日	○	1	
59	西	□□□□	甲斐市□□□	(16) イ	○	2006	-	-	7-準耐火(イ・ロ別不明)	2	0	262	471	平成22年9月15日	○	1	

黄色 特例等 赤色 移管 緑色 当初移管署指導 青色 是正

対象物一覧はありましたが、どのような違反状況なのか、指導状況はどうか、口頭で聞いていくしかなかったため、エクセルシートで管理することになりました。

違反の是正はエクセル管理でなされたわけではありませんが、5月中旬から1カ月間で全ての対象に立入検査を実施し、違反処理を必要とする対象、特例適用が可能となる対象、是正が完了した対象と色分けして、進捗管理をしています。

エクセルの管理表がどのようなものが教えてください。

岩佐 たいしたシートではなくお恥ずかしいですが、一覧表があって違反項目、把握日、立入検査実施日、改善報告書提出日などが確認できます。

違反処理が必要な対象は赤、是正が完了した対象は青色です。

また、同じブック内に一覧表とリンクさせている、対象物ごとの個別シートがありますので、対象物の指導状況、例えば立入検査実施時の状況、電話連絡、現場調査、他部局との調整状況などをメモしたり、写真を貼り付けたりしています。

写真用のフォルダともリンクさせていますので、フォルダを探さずに一覧表から見られるよう

にしています。

月末締めを進捗管理表や、把握年度ごとの是正状況がリンクで作成できるとさらにいいなと思っています。

一覧表は年度ごとに作成していますので、年度当初に把握されていた対象が青色に変わっていくのは快感です。

これからの違反是正の推進についての方向性について岩佐様のお考えがあればお聞かせください。

岩佐 増築や接続、用途を変えたことにより違反となり、警告、命令の違反処理をする。また、違反を発見し違反処理をする、といった状況にあります。

警告・命令をすること自体はそれほど難しくありませんが、違反を発生させない環境をつくらなければならないと思います。

もちろん、全国的に違反処理が進んで「消防はうるさい、しつこい」となれば抑止効果はあると思いますが、昨年までの横浜消防の査察課勤務時に、隣の席の査察係長が「入口を閉めないとダメだ」とよく言っていました。工事関係業者・飲食業者・ビル経営者などに違反となる前に指

立入検査日 (青:月別統計反映済)		本部 移管日	確認検査日		警告		命令		催告日	是正日	署 移管日	是正方法	経 過
実施日	改善報告		実施日	改善報告	警告日	履行期限	命令日	履行期限					
H28-.-,H28-.-	H28-.-	H28-.-											
H28-.-	H28-.-	H28-.-											
H28-.-	H28-.-	H28-.-											
H28-.-	H28-.-	H28-.-											
H28-.-未		H28-.-											
H28-.-	H28-.-												
H28-.-													
H28-.-	H28-.-	H28-.-											
H28-.-		H28-.-											
H28-.-	H28-.-	H28-.-											
H28-.-										H28-.-		16口	
H28-.-													
H28-.-										H28-.-		取壊し	
H28-.-										H28-.-		16口	
H28-.-		H28-.-											
H28-.-		H28-.-											
H28-.-													
H28-.-													
H28-.-													



甲府地区消防本部初の5条の3命令

導ができていれば、いちごっこの状況が少しは改善されるのではないかと思います。

火災予防と一緒に違反予防が必要です。

アドバイザー制度について、ご感想があればお願いします。

岩佐 私自身、アドバイザーとして4年目になります。派遣された先での職員の方々には、警告や命令などの手続に関する実況見分・質問調査、登記の入手、内容証明付き配達証明郵便など、違反処理に関する知識は十分にあります。これは、各県単位での違反是正事例研究会などが定着し、様々な意見交換が行われ、そこに実際に違反処理を行ったアドバイザーから経験に基づいたコメントが寄せられるということを繰り返してきた成果だと思います。

最近では違反公表制度が大都市以外でも施行され、全国的に違反是正指導が推進され始めていますが、具体的に違反処理を進めていくと一般的な知識だけではなく、より細かな問題にあたることも多くあります。冒頭にお話のあった個別具体に対するアドバイスが必要になる段階に入ってきていると思います。

今年度の「山梨県違反是正事例研究会」のグループ検討では、各本部の実事例を元に、日本消防設備安全センターさんの事例集から検討事

項を設けます。

なかなか、事例集にあるようなたくさんの検討項目があるものではありませんが、実際に対峙している職員にとっては、多くの意見を聴くことができ、指導の参考になることに加え、後日アドバイザーに質問しやすい環境になり、個別具体のアドバイスを受けられればいいなと思っています。

今は弁護士相談事業も整備され、違反処理を行いやすい環境が整っていますが、同じ消防職員として相談し合えればいいなと思います。

ありがとうございました。

快くインタビューにお答えいただいた岩佐様にお礼を申し上げるとともに、限られた期間にはなりますが、今後のご活躍を期待したいと思います。

さて、全国の防火対象物数の推移と立入検査実施件数の推移を見ると、近年、防火対象物の増加に反して、立入検査実施件数の減少傾向が見られるところです。

また、消防機関の命令件数の推移は、防火対象物・危険物施設ともに命令を発動する事案が減少傾向にあります。

今後懸念されることは、改正法令による消防用設備等の設置が円滑に進まない状況があると、平成30年4月以降は多数の違反件数の増加が予想されることです。岩佐氏が述べられたように「違反を発生させない環境作り」という新たな観点も必要となると考えられます。

また、違反対象物の公表制度の本格運用が開始されることから、早期の違反是正が望まれるところです。

違反処理に係る消防本部間の広域的な連携のあり方の検討が進んでいる中で、様々な取り組みが進められており、その中の一つが横浜市消防局と甲府地区広域行政事務組合消防本部との連携であり、今回ご紹介させていただきました。

今後の違反是正の動向に注目していくとともに、違反是正支援センターとしても各種の協力を実施してまいります。